

○八千代市産業振興審議会規則

平成20年6月26日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市産業振興基本条例（平成20年八千代市条例第16号）第8条第6項の規定により、八千代市産業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工業に係る団体の代表者 4人以内
- (2) 農業に係る団体の代表者 3人以内
- (3) 観光に関する学識経験を有する者 1人以内
- (4) 市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、産業振興担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に招集される会議及び第3条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。